













スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内))(2/5)

スクリーニングの判定結果※		スクリーニングの判定結果※						代表例の状況	
名称 (代表例)	設置 状況	①	②	③	④	⑤	⑥	判定結果	
タンク・槽 (7.水素タンク) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	○ 津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(938N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	○ 対象物は気密性があり、浮力(1,706kN)は重量(294kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	該当しない	○ 令和2年9月までに撤去予定を考慮し、漂流物とする	
タンク・槽 (8.窒素タンク) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	○ 津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(446N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	○ 対象物は気密性があり、浮力(553kN)は重量(275kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	該当しない	○ 漂流物とする	
タンク・槽 (9.硝酸タンク) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	○ 津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,539N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(101N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	○ 対象物は気密性があり、浮力(545kN)は重量(216kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	該当しない	○ 漂流物とする	
タンク・槽 (10.過水タンク) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	○ 津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,101N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	○ 対象物は気密性があり、浮力(143kN)は重量(137kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	該当しない	○ 漂流物とする	
電気盤 (11.キュービクル) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	○ 津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,106N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	× 対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m³)が海水の比重(1.03t/m³)より大きく沈降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物にはならない	
電気盤 (12.受電盤) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	○ 津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,200N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	○ 撤去または移動しないことから、漂流する	× 対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m³)が海水の比重(1.03t/m³)より大きく沈降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物にはならない	







※:表中の①~⑥は図2.表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない

スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内))(3/5)

スクリーニングの判定結果※		スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
名称 (代表例)	設置 状況	①	②	③	④	⑤	⑥		
電気盤 (13.信号中継盤) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1.036N/mm <sup>2</sup> )が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm <sup>2</sup> )より大きいので、漂流する	該当しない	○	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物にはならない	
鉄製品、鋼材類 (14.鉄板) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	該当しない	○	×	該当しない	× 漂流物にはならない	
鉄製品、鋼材類 (15.上水板) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	該当しない	○	×	該当しない	× 漂流物にはならない	
プラスチック、樹脂製品 (16.パレット) (材質:ポリプロピレン)	固定なし	該当しない	○	該当しない	○	○	該当しない	○ 漂流物とする	
ボンベ類 (17.消火器(200型)) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	該当しない	○	×	該当しない	× 漂流物にはならない	
コンクリート類 (18.コンクリートブロック) (材質:コンクリート)	固定なし	該当しない	○	該当しない	○	×	該当しない	× 漂流物にはならない	

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない







スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内))(4/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
機器 (19.チラーユニット) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(1,217N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないことから、漂流する	○	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない	
機器 (20.冷却塔) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト1本あたりのせん断応力(726N/mm)が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm)より大きいため、漂流する	該当しない	○	○	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない	
機器 (21.室外機) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	該当しない	○	○	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない	
浮標 (22.浮標(海域)) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	×	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	× 漂流物にはならない	
自動販売機 (23.自動販売機) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	該当しない	○	○	対象物は気密性を有しており、浮力(20kN)が重量(5kN)より大きく浮遊することから漂流する	○ 漂流物とする	
容器 (24.ウランポット) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	○	○	○	対象物は気密性を有しているが、重量(3kN)が浮力(1kN)より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない	

※:表中の①~⑥は図2.表1のスクリーニング項目の番号に対応。判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない









# スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設内))(5/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況	
		①	②	③	④	⑤	⑥			
容器 (25ドラム缶) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	○	○	○	○	○	○ 漂流物とする 屋内の容器等は流出防止の観点から固定・固縛等の措置をとる	
容器 (26コンテナ) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	○	○	○	○	○	○	○ 漂流物とする 屋内の容器等は流出防止の観点から固定・固縛等の措置をとる	
特殊 (27クレーン車) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	○	○	×	× 漂流物にはならない	
普通 (28トラック) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	○	○	×	× 漂流物にはならない	
普通 (29乗用車) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	○	○	○	○ 漂流物とする	
二輪車 (30原動機付自転車) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	○	○	×	× 漂流物にはならない	

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない







スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設外))(1/4)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
鉄筋コンクリート造 建物 (1.建物) (構造:鉄筋コン クリート造)	固定あり	地震または津波により部 分的に損壊するおそれが あるが、建物の形状を維 持したまま漂流すること はない	該当しない	該当しない	該当しない	部分的に損壊したコン クリート片等のがれきは、 比重(2.3t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈 降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物には ならない	
鉄筋コンクリート造 建物 (2.建物) (構造:鉄筋コン クリート造)	固定あり	地震または津波により部 分的に損壊するおそれが あるが、建物の形状を維 持したまま漂流すること はない	該当しない	該当しない	該当しない	部分的に損壊したコン クリート片等のがれきは、 比重(2.3t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈 降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物には ならない	
鉄骨造建物 (3.鉄塔) (構造:鉄骨造)	固定あり	地震または津波により部 分的に損壊するおそれが あるが、建物の形状を維 持したまま漂流すること はない	該当しない	該当しない	該当しない	部分的に損壊した鉄骨片 等のがれきは、比重 (7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈 降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物には ならない	
簡易建物 (4.プレハブ) (構造:鉄骨造)	固定あり	地震または津波により部 分的に損壊するおそれが あるが、建物の形状を維 持したまま漂流すること はない	該当しない	該当しない	該当しない	部分的に損壊した鉄骨片 等のがれきは、比重 (7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈 降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物には ならない	
簡易建物 (5.倉庫) (材質:鉄)	固定なし	固定していないことから、 津波により建物全体が滑 動し漂流する	○	○	○	対象物は気密性があり、 浮力(121kN)は重量 (10kN)より大きいことか ら、浮遊し漂流する	該当しない	○ 漂流物とする	
タンク・槽 (6.タンク) (材質:鉄)	固定あり	津波力によるボルト1本 あたりのせん断応力 (201N/mm <sup>2</sup> )が、ボルトの許 容せん断応力(135N/mm <sup>2</sup> ) より大きいため、漂流する	○	○	○	対象物は気密性があり、 浮力(147kN)は重量 (69kN)より大きいことか ら、浮遊し漂流する	該当しない	○ 漂流物とする	

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない









スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設外))(2/4)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
電気盤 (7.変電設備(工学 試験棟キュービク ル)) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト本 あたりのせん断応力 (807N/mm <sup>2</sup> )が、ボルトの許 容せん断応力(135N/mm <sup>2</sup> ) より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないこ とから、漂流する	×	対象物は気密性がなく、 比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈 降することから漂流しない	× 漂流物には ならない	
鉄製品、鋼材類 (8.フェンス) リート基礎に鉄製 の支柱とネットを取 り付けた構造)	固定あり	該当しない	津波波力によりコンクリー ト基礎は損傷し、漂流す る	該当しない	撤去または移動しないこ とから、漂流する	×	対象物は気密性がなく、 比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈 降することから漂流しない	× 漂流物には ならない	
プラスチック、樹脂 製品 (9.ゴミ箱) (材質:ポリエチレ ン)	固定なし	該当しない	固定されていないことか ら、漂流する	該当しない	撤去または移動しないこ とから、漂流する	○	対象物は気密性がなく、 比重(0.97t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より小さく 浮遊することから漂流す る	○ 漂流物とする	
ボンベ類 (10.プロパンガス ボンベ) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	固定されていないことか ら、漂流する	該当しない	撤去または移動しないこ とから、漂流する	○	対象物は気密性があり、 浮力(2kN)は重量(1kN)よ り大きいことから、浮遊し 漂流する	○ 漂流物とする	
機器 (11.車両重量測定 装置) (材質:鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト本 あたりのせん断応力 (399N/mm <sup>2</sup> )が、ボルトの許 容せん断応力(135N/mm <sup>2</sup> ) より大きいため、漂流する	該当しない	撤去または移動しないこ とから、漂流する	×	対象物は気密性がなく、 比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈 降することから漂流しない	× 漂流物には ならない	
浮標 (12.浮標(陸域)) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	固定されていないことか ら、漂流する	該当しない	撤去または移動しないこ とから、漂流する	○	対象物は気密性があり、 津波による浮力(58kN)は 本体の重量(39kN)より大 きいことから、浮遊し漂流 する	○ 漂流物とする 今後、漂流物とな らないように移動 または固着・固縛 等の措置をとる	




※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない

スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設外))(3/4)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
浮標 (13. 浮標(海域)) (材質: 鉄)	固定あり	該当しない	津波が襲来(海水面が12m上昇)した場合、係留部材であるチェーンの余長(6~9m)がなく、損傷することから漂流する	該当しない	○	対象物は気密性があり、津波による浮力(12kN)は、本体の重量(5kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	○		
コンクリート類 (14. 日本橋門) (材質: コンクリート)	固定あり	該当しない	津波波力によりコンクリート基礎は損壊し、漂流する	該当しない	○	損壊したコンクリート片等のがれきは、比重(2.3t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない		
煙突 (15. 煙突) (材質: 鉄)	固定あり	該当しない	津波波力によるボルト本あたりのせん断応力(174N/mm <sup>2</sup> )が、ボルトの許容せん断応力(135N/mm <sup>2</sup> )より大きいいため、漂流する	該当しない	○	対象物は気密性がなく、比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない		
自動販売機 (16. 自動販売機) (材質: 鉄)	固定なし	該当しない	固定されていないことから、漂流する	該当しない	○	対象物は気密性があり、浮力(10kN)は重量(5kN)より大きいことから、浮遊し漂流する	○ 漂流物とする		
防砂林 (17. 防砂林) (材質: 木)	---	対象物は比重(0.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比重(1.03t/m <sup>3</sup> )より小さく浮遊することから漂流する						○ 漂流物とする	
特殊 (18. 消防自動車) (材質: 鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	対象物は気密性があり、重量(127kN)が浮力(87kN)より大きく沈降することから漂流しない	× 漂流物にはならない		

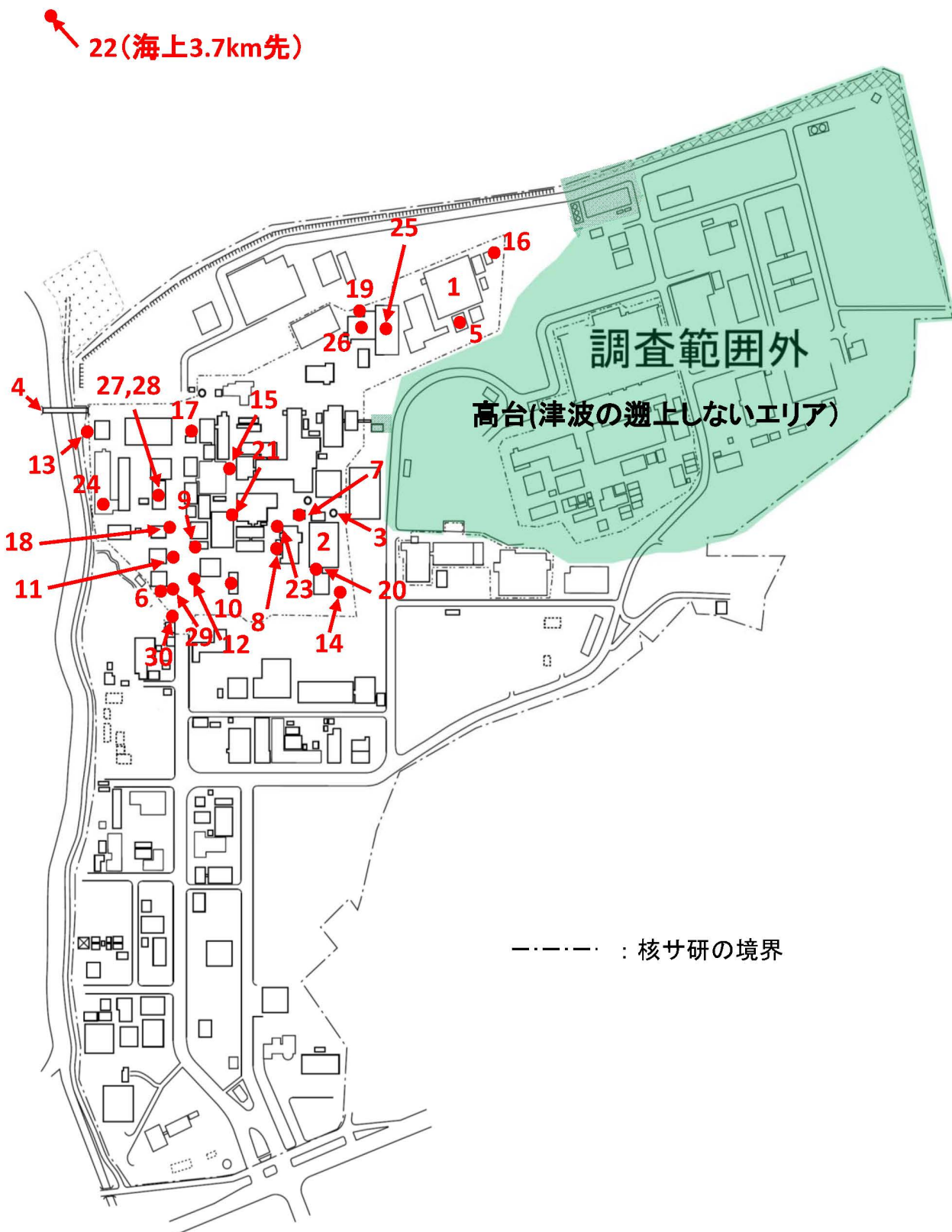
※: 表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない

スクリーニングの判定結果(核燃料サイクル工学研究所(再処理施設外))(4/4)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		
大型 (18.タンクローリ) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	対象物は気密性があり、 重量(127kN)が浮力 (121kN)より大きく沈降す ることから漂流しない	該当しない	× 漂流物には ならない	
中型 (20. 中型バス) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	対象物は気密性があり、 浮力(523kN)は重量 (95kN)より大きいことから、 浮遊し漂流する	○	○ 漂流物とする	
普通 (21. 乗用車) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	対象物は気密性があり、 浮力(244kN)は重量 (29kN)より大きいことから、 浮遊し漂流する	○	○ 漂流物とする	
二輪車 (22. バイク) (材質:鉄)	固定なし	該当しない	該当しない	該当しない	○	対象物は気密性がなく、 比重(7.8t/m <sup>3</sup> )が海水の比 重(1.03t/m <sup>3</sup> )より大きく沈 降することから漂流しない	該当しない	× 漂流物には ならない	(個人所有物のため画像無し)

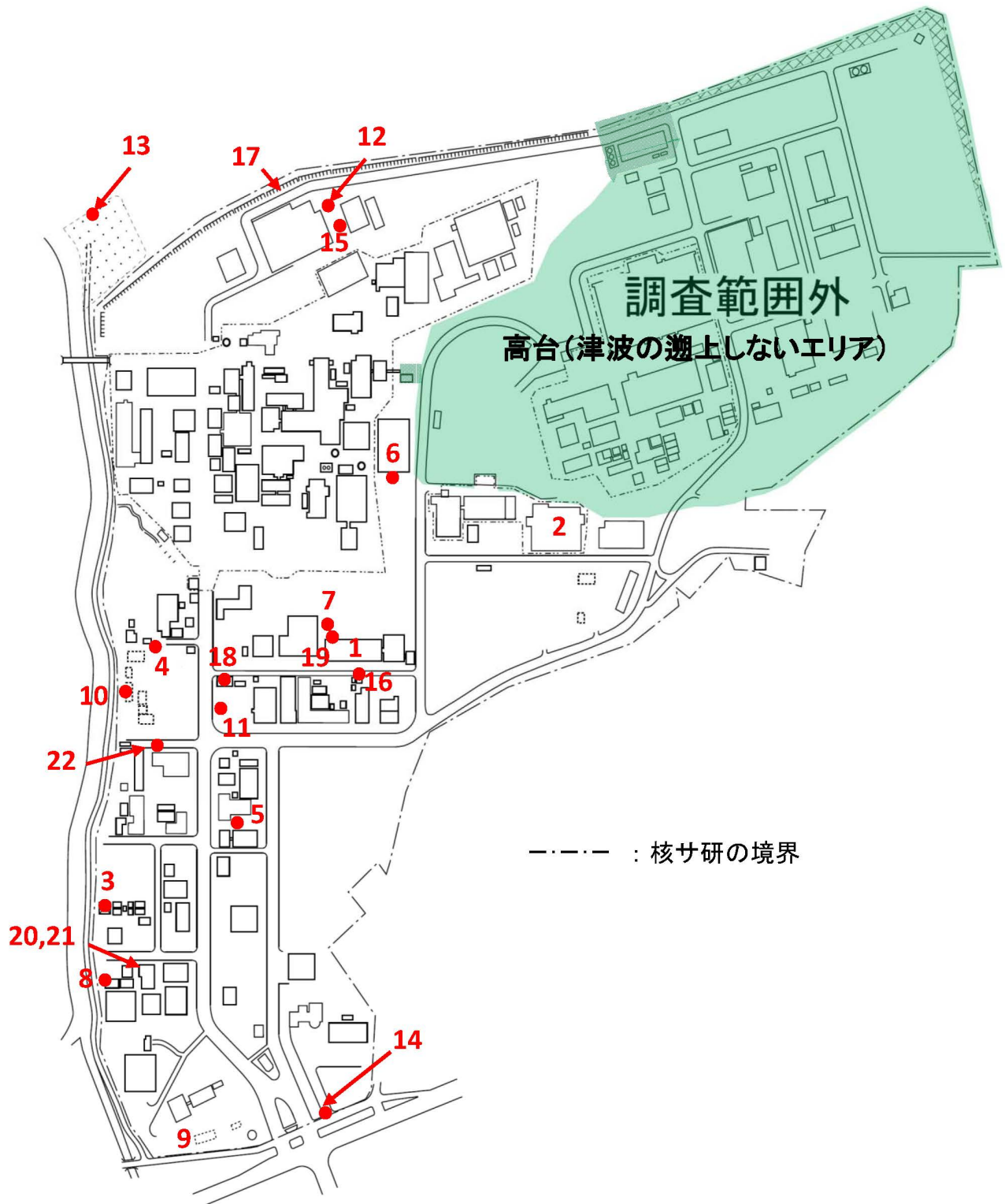
※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない





図中の番号は表2(1/3~2/3)の代表例の番号と対応

添付図2-1 対象物(代表例)の配置



図中の番号は表2(3/3)の代表例の番号と対応

添付図2-2 対象物(代表例)の配置

スクリーニングの判定結果(常陸那珂火力発電所)(1/4)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		

※:表中の①～⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない



スクリーニングの判定結果(常陸那珂火力発電所)(2/4)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない

スクリーニングの判定結果(常陸那珂火力発電所)(3/4)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		

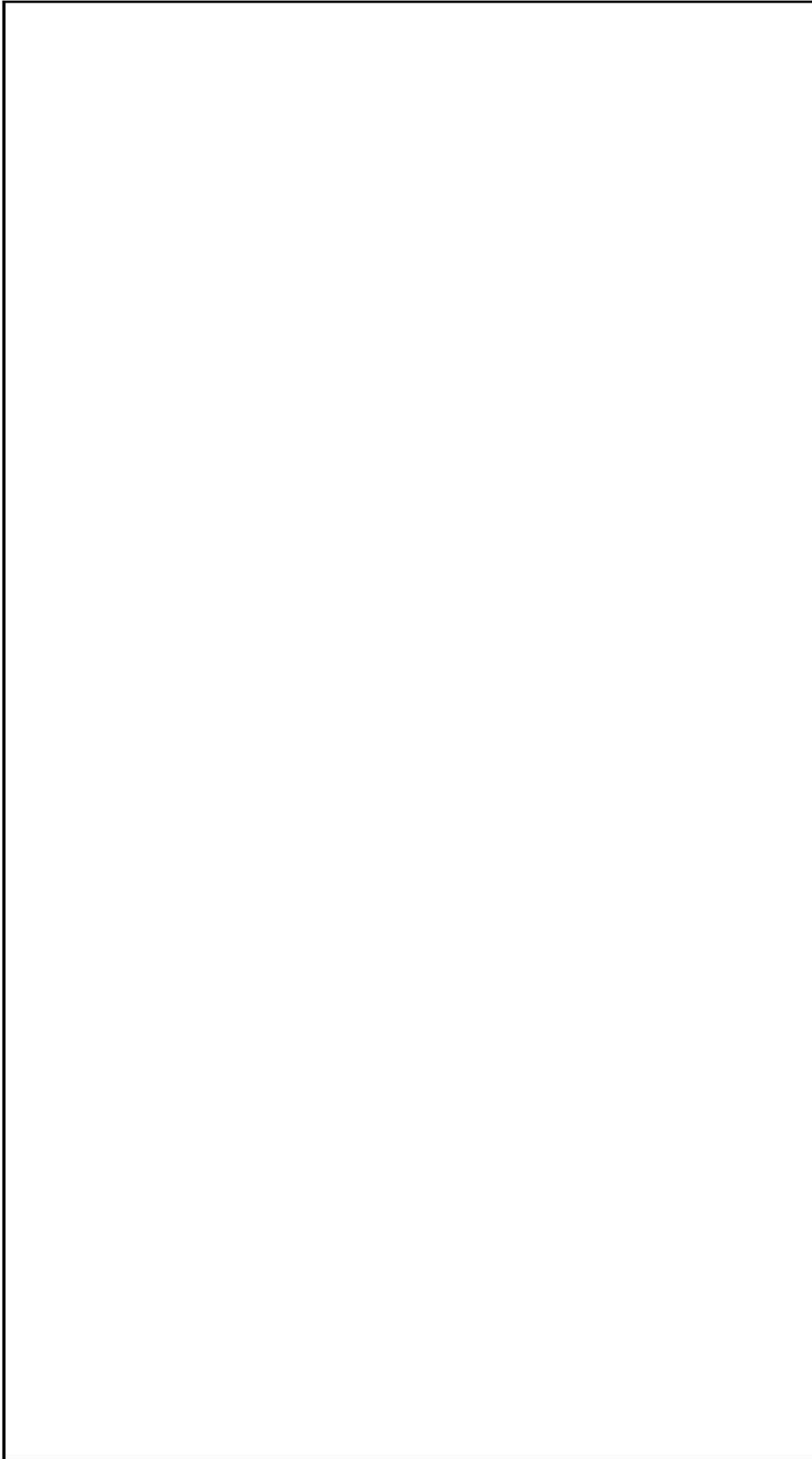
※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない

スクリーニングの判定結果(常陸那珂火力発電所)(4/4)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない





図中の番号は表3の代表例の番号と対応

添付図4-1 対象物(代表例)の配置

スクリーニングの判定結果(常陸那珂港及びその南側)(1/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない

スクリーニングの判定結果(常陸那珂港及びその南側)(2/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は黒流物に成り得る、×は黒流物に成り得ない



スクリーニングの判定結果(常陸那珂港及びその南側)(3/5)

名称 (代表例)	設置 状況	スクリーニングの判定結果※						判定結果	代表例の状況
		①	②	③	④	⑤	⑥		

※:表中の①~⑥は図2、表1のスクリーニング項目の番号に対応  
判定結果中の○は漂流物に成り得る、×は漂流物に成り得ない